

ビール工場跡地地区及び宮の沢駅周辺地区地区計画の変更について

建築基準法の改正（施行日：平成 19 年 11 月 30 日）に伴い、変更箇所を引用しているビール工場跡地地区及び宮の沢駅周辺地区において、地区計画の変更を行います。

1 建築基準法の改正

「都市の秩序ある整備を図るための都市計画法等の一部を改正する法律」により、建築基準法も、用途地域内の建築物の制限を定めている別表第 2 等が改正されました。

これにより、(ち)項が下表のように変更され、号の番号がずれることから、この部分を引用しているビール工場跡地地区及び宮の沢駅周辺地区において、その文言整理のため地区計画の変更を行います。従って、**今回の変更では、実質的な制限の変更はありません。**

建築基準法別表第 2 の改正（今回の地区計画変更に関連する部分の抜粋）

		新	旧
(ち)	近隣商業地域内に建築してはならない建築物	1 略 2・3 略	1 略 2 <u>劇場、映画館、演芸場又は観覧場のうち客席の部分の床面積の合計が二百平方メートル以上のもの</u> 3・4 略

2 地区計画変更の概要

別表第 2 の改正に伴い、号ズレが発生する(ち)項を引用している「建築物の用途の制限」において、(ち)項「第 3 号」を「第 2 号」に、同じく「第 4 号」を「第 3 号」に、それぞれ変更します。

地区計画「建築物の用途の制限」の変更内容

		新	旧
ビール工場跡地地区	商業・業務・文化地区	建築基準法別表第 2 (ち)項第 2 号及び第 3 号に掲げる建築物は建築してはならない。	建築基準法別表第 2 (ち)項第 3 号及び第 4 号に掲げる建築物は建築してはならない。
	商業 A 地区		
宮の沢駅周辺地区	ターミナル地区	次の各号に掲げる建築物は、建築してはならない。 1 建築基準法別表第 2 (ち)項第 1 号及び第 2 号に掲げるもの 2 ~ 3 略	次の各号に掲げる建築物は、建築してはならない。 1 建築基準法別表第 2 (ち)項第 1 号及び第 3 号に掲げるもの 2 ~ 3 略
	学習・交流地区	次の各号に掲げる建築物は、建築してはならない。 1 建築基準法別表第 2 (ち)項第 1 号及び第 2 号に掲げるもの 2 ~ 4 略	次の各号に掲げる建築物は、建築してはならない。 1 建築基準法別表第 2 (ち)項第 1 号及び第 3 号に掲げるもの 2 ~ 4 略